

(趣旨)

第1条 この規則は、川越市文化施設条例(昭和39年条例第38号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(昭63規則21・平17規則52・一部改正)

(休館日)

第2条 文化施設の休館日は、次に掲げる日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

(1) 毎週火曜日(火曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条第1項及び第3項に規定する休日にあたる場合は、その日以後の直近の同法に規定する休日以外の日)

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(平5規則27・全改、平17規則52・一部改正)

(職の設置)

第3条 川越市やまぶき会館分室川越駅東口多目的ホール(以下「多目的ホール」という。)に、事務長を置く。

(平14規則37・追加、平27規則61・平28規則20・一部改正)

(職務)

第4条 事務長は、上司の命を受け、多目的ホールの事務を掌理する。

(平14規則37・追加、平28規則20・一部改正)

(利用時間)

第5条 利用時間は、利用許可を受けた時間とし、準備及び後片付けの時間を含むものとする。

(平14規則37・旧第3条繰下、平17規則52・一部改正)

(利用の許可申請)

第6条 条例第3条第1項の規定により文化施設の利用許可(以下「利用許可」という。)を受けようとする者は、利用期日前7日までに川越市文化施設利用許可申請書(様式第1号。以下「利用許可申請書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

2 利用許可申請書は、利用期日の属する月前12月以前においては受け付けない。ただし、市長が特別の理由があると認めるものについては、この限りでない。

3 前2項の規定にかかわらず、利用許可申請書は、休館日においては受け付けない。

(昭63規則21・平9規則44・一部改正、平14規則37・旧第4条繰下、平17規則52・平18規則17・一部改正)

(利用許可)

第7条 市長は、利用許可申請書を受理したときは、その利用目的及び内容を検討し、適当と認めるものには、川越市文化施設利用許可書兼領収書(様式第2号)又は川越市文化施設利用許可書(様式第3号) (以下「利用許可書」と総称する。)を交付するものとする。

(平14規則37・旧第5条繰下、平17規則52・平18規則17・平21規則2・一部改正)

(許可事項の変更)

第8条 条例第3条第1項又は条例第6条第2項の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、川越市文化施設利用変更許可申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請について許可をするときは、川越市文化施設利用変更許可書兼領収書(様式第5号)又は川越市文化施設利用変更許可書(様式第6号) (以下「利用変更許可書」と総称する。)を当該申請者に交付する。

(平17規則52・全改、平18規則17・平21規則2・一部改正)

(附属設備品の使用料)

第9条 条例第6条第3項に規定する附属設備品の品目及び使用料は、川越市やまぶき会館については別表第1、川越西文化会館及び川越南文化会館については別表第2のとおりとする。

(昭63規則21・平6規則20・一部改正、平14規則37・旧第6条繰下、平27規則61・一部改正)

(利用取消届出書)

第10条 利用者は、文化施設の利用を取り消そうとするときは、遅滞なく川越市文化施設利用取消届出書(様式第7号)に利用許可書又は利用変更許可書を添えて市長に提出しなければならない。

(昭63規則21・一部改正、平14規則37・旧第7条繰下・一部改正、平17規則52・平18規則17・平21規則2・一部改正)

(特別の設備)

第11条 文化施設を利用する場合において特別の設備を設け、又は既存の設備を変更しようとする者は、その設置又は変更の内容を記載した仕様書を利用許可申請書に添付しなければならない。

2 市長は、前項の仕様書が提出されたときは、その設備又は変更の目的及び内容を検討し、その適否を決定した上でその内容を利用許可書又は利用変更許可書に記載するものとする。

(昭63規則21・一部改正、平14規則37・旧第9条繰下・一部改正、平17規則52・旧第12条繰上・一部改正、平21規則2・一部改正)

(利用時間の延長申請)

第12条 条例第10条ただし書の規定により利用開始後、利用時間の延長の許可を受けようとする者は、川越市文化施設利用時間延長許可申請書(様式第8号)に利用許可書又は利用変更許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、利用時間延長許可申請書を受理した場合において、他に支障がないと認めるときは、その利用時間の延長を許可し、川越市文化施設利用時間延長許可書(様式第9号)を交付するものとする。

(昭63規則21・一部改正、平14規則37・旧第10条繰下・一部改正、平17規則52・旧第13条繰上・一部改正、平18規則17・平21規則2・一部改正)

(指定管理者の指定の申請)

第13条 条例第18条第1項の規定による申請は、市長が指定する期限までに川越市文化施設指定管理者指定申請書(様式第10号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出することにより行われなければならない。

(1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

(2) 市長が指定する事業年度の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類

(3) 市長が指定する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類

(4) 組織及び運営に関する事項を記載した書類

(5) 条例第17条第2項に規定する指定管理業務(以下「指定管理業務」という。)の実施に関する計画を記載した書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(平17規則52・追加、平21規則2・一部改正)

(指定管理者に係る告示)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(1) 条例第18条の規定により指定管理者(条例第17条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の指定をしたとき。

(2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を指定管理者に命じたとき。

(3) 指定管理者の名称又は主たる事務所の所在地の変更があつたとき。

(平17規則52・全改)

(指定管理者に係る読替え)

第15条 条例第17条第1項の規定により指定管理者が指定管理業務を行う場合における第2条、第6条から第8条まで及び第10条から第12条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平17規則52・全改)

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(昭63規則21・旧第16条繰下、平元規則26・旧第18条繰下、平4規則4・旧第20条繰上、平14規則37・旧第16条繰下、平17規則52・旧第19条繰上・一部改正)

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
附 則(昭和40年1月29日規則第1号)
- この規則は、昭和40年2月1日から施行する。
附 則(昭和41年10月1日規則第28号)
- この規則は、公布の日から施行する。
附 則(昭和43年7月1日規則第25号)
- この規則は、公布の日から施行する。
附 則(昭和44年7月18日規則第20号)
- この規則は、公布の日から施行する。
附 則(昭和46年4月1日規則第19号)
- この規則は、公布の日から施行する。
附 則(昭和47年2月18日規則第5号)
- この規則は、公布の日から施行する。
附 則(昭和47年8月25日規則第32号)
- この規則は、公布の日から施行する。
附 則(昭和48年4月28日規則第31号)
- この規則は、公布の日から施行する。
附 則(昭和50年12月27日規則第37号)
- この規則は、公布の日から施行し、昭和51年6月1日以降使用する使用料から適用する。
附 則(昭和51年12月16日規則第30号)
- この規則は、昭和52年1月1日から施行する。
附 則(昭和52年4月1日規則第19号)
- この規則は、昭和52年4月1日から施行する。
附 則(昭和53年2月9日規則第2号)
- この規則は、昭和53年4月1日から施行する。
附 則(昭和54年3月10日規則第7号)
- この規則は、昭和54年4月1日から施行する。
附 則(昭和55年2月1日規則第2号)
- この規則は、昭和55年4月1日から施行する。
附 則(昭和60年12月25日規則第22号)抄
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
附 則(昭和63年7月30日規則第21号)
- この規則は、昭和63年8月1日から施行する。
附 則(平成元年9月13日規則第26号)
- 1 この規則は、平成元年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の川越市文化施設条例施行規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係る使用で当該使用が施行日以後のものに係る使用料について適用し、施行日前の申請に係る使用で当該使用が施行日以後のものに係る使用料については、なお従前の例による。
附 則(平成2年5月15日規則第19号)
- この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成4年3月26日規則第4号)抄
- 1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。
附 則(平成4年3月26日規則第5号)
- この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成4年6月30日規則第20号)
- この規則は、平成4年7月1日から施行する。
附 則(平成5年7月27日規則第27号)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、平成5年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成5年10月1日以後の文化施設附属設備品の使用に係る使用料について適用し、同日前の文化施設附属設備品の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
附 則(平成6年3月31日規則第20号)
- 1 この規則は、平成6年5月1日から施行する。
- 2 川越市行政組織規則(平成6年規則第3号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
附 則(平成9年12月26日規則第44号)
- この規則は、平成10年4月1日から施行する。
附 則(平成11年5月26日規則第28号)
- 1 この規則は、平成11年6月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第1照明設備の部持込器具の項の改正規定及び別表第2照明設備の部持込器具の項の改正規定は、平成12年5月1日以後の文化施設の附属設備品の使用に係る使用料について適用し、同日前の文化施設の附属設備品の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
附 則(平成12年3月27日規則第8号)
- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の川越市文化施設条例施行規則の規定により作成されている様式は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。
附 則(平成14年4月26日規則第30号)
- この規則は、平成14年5月1日から施行する。
附 則(平成14年6月28日規則第37号)
- この規則は、平成14年7月1日から施行する。
附 則(平成16年9月29日規則第44号)
- この規則は、平成16年10月1日から施行する。
附 則(平成17年6月23日規則第52号)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の川越市文化施設条例施行規則の規定により作成されている様式は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。
附 則(平成18年3月31日規則第17号)
- この規則は、平成18年4月1日から施行する。
附 則(平成21年1月30日規則第2号)
- 1 この規則は、平成21年2月1日から施行する。
- 2 改正後の川越市文化施設条例施行規則の規定は、平成21年4月1日以降の利用に係る申請及び利用許可に係る変更の申請について適用し、同日前の利用に係る申請及び利用許可に係る変更の申請については、なお従前の例による。
附 則(平成27年6月30日規則第61号)
- この規則は、平成27年7月1日から施行する。
附 則(平成28年3月24日規則第20号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。
附 則(令和4年3月31日規則第24号)
1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
別表第1(第9条関係)
(平18規則17・全改、平21規則2・平27規則61・一部改正)

	品目	単位	区分	使用料	備考
舞台設備	グランドピアノ	1台	1回	3,000円	調律料金は含まない。
	反響板	1式	同上	4,000	
	平台	1枚	同上	150	
	平台用足	1個	同上	50	
	講演台(花台付)	1式	同上	500	
	所作台	1式	同上	4,000	
	花道所作台	同上	同上	1,000	
	びょうぶ	1双	同上	1,500	
	松羽目	1面	同上	1,000	
	竹羽目	1式	同上	1,000	
	16ミリ映写機	同上	10分	600	
	スライド映写機	同上	1回	1,500	
	プロジェクター	1台	同上	2,000	
	DVDプレーヤー	同上	同上	1,000	
	オーバーヘッドカメラ	同上	同上	1,000	
	スクリーン	1式	同上	1,000	
	緋毛せん	1枚	同上	100	
	長座布団	同上	同上	50	
	高座用座布団	同上	同上	50	
	指揮台	1台	同上	200	
	指揮者用譜面台	同上	同上	200	
	演奏者用譜面台	同上	同上	30	
	ドライアイスマシン	同上	同上	2,000	ドライアイスは含まない。
	スモークマシン	1式	同上	2,000	
	演出効果器具	1種	同上	1,000	雪(紙片等)は含まない。
	地がすり	1式	同上	1,500	
	リノリウム	同上	同上	1,500	テープは含まない。
	幕類	同上	同上	1,500	
	コントラバス用椅子	1個	同上	200	
照明設備	調光装置	1式	同上	5,000	
	フットライト	1列	同上	1,000	ゼラチンは含まない。
	花道フットライト	1式	同上	400	同上
	ボーダーライト	1列	同上	1,000	同上
	アッパーホリゾントライト	同上	同上	1,000	同上
	ローアホリゾントライト	同上	同上	1,000	同上
	ストリップライト(大)	1本	同上	200	同上
	ストリップライト(小)	同上	同上	100	同上
	スポットライト(1.5kW)	1台	同上	400	同上
	スポットライト(1kW)	同上	同上	250	同上
	スポットライト(0.5kW)	同上	同上	150	同上
	クセノンピンスポットライト	同上	同上	3,000	
	ハロゲンスポットライト	同上	同上	1,000	
	ディスクマシン	同上	同上	500	
	オーロラマシン	同上	同上	500	
	スパイラルマシン	同上	同上	500	
	ミニエフェクトマシン	1式	同上	500	
	スライドキャリア	1台	同上	500	
	リニアエフェクト	同上	同上	500	
	リップルマシン	同上	同上	500	
	マルチストロボ	同上	同上	500	
	箱波	同上	同上	500	
	ファイアーマシン	同上	同上	500	
	IT0用センタレスマシン	同上	同上	500	
	ソースフォー用エンドレスマシン	同上	同上	500	
	先玉・元玉	1個	同上	100	
	ディスクプレート	1枚	同上	100	
	ミラーボール	1台	同上	500	
	星球	1式	同上	500	
	スボックス	1台	同上	500	
	スクローラー操作卓	同上	同上	600	

音響設備(ホール)	スクローラー	1個	同上	100	
	照明スタンド	1台	同上	100	
	持込器具用電源	同上	1kW	150	1kWに満たない部分は1kWとする。
	拡声装置	1式	1回	3,000	
	マイク(A)	1本	同上	1,000	コンデンサーマイク
	マイク(B)	同上	同上	500	マイク(A)以外のもの
	ワイヤレスマイク	1式	同上	2,000	
	マイクスタンド	1本	同上	100	
	オープンテープレコーダー	1台	同上	1,000	
	カセットテープレコーダー	同上	同上	1,000	
	デジタルオーディオテープレコーダー	同上	同上	2,000	
	レコードプレーヤー	同上	同上	1,000	
	CDプレーヤー	同上	同上	1,000	
	MDプレーヤー	同上	同上	1,000	
	ダイレクトボックス	同上	同上	500	
	ポータブルミキサー	同上	同上	1,000	
	エレベーターマイク装置	1基	同上	500	マイクは含まない。
	ステージスピーカー(大)	1対	同上	1,500	
	ステージスピーカー(中)	同上	同上	1,000	
	はね返しスピーカー	1台	同上	300	
	つりマイク装置	1基	同上	1,000	
	補助調整卓	1台	同上	2,000	
	残響付加装置	同上	同上	1,000	
	効果用器具	同上	同上	1,000	
	持込器具用電源	1式	同上	2,000	
貸室用設備	拡声装置	同上	同上	1,000	
	マイク	1本	同上	300	
	ワイヤレスマイク	1式	同上	1,500	
	マイクスタンド	1本	同上	100	
	プロジェクター	1台	同上	2,000	
	DVDプレーヤー	同上	同上	1,000	
	グランドピアノ	同上	同上	2,000	調律料金は含まない。
	持込器具用電源	同上	1kW	150	1kWに満たない部分は1kWとする。
多目的ホール用設備	マイク	1本	1回	200	
	ワイヤレスマイク	1式	同上	1,000	
	カセットテープレコーダー	1台	同上	200	
	ビデオプロジェクター	1式	同上	1,000	スクリーン付
	ビデオデッキ	1台	同上	500	
	DVD・CDプレーヤー	同上	同上	500	
	CDラジオカセットテープレコーダー	同上	同上	200	
	アップライトピアノ	同上	同上	1,000	調律料金は含まない。

備考

1 1回とは、[条例別表第1](#)に規定する時間区分の午前、午後及び夜間の各区分をいう。

2 前項に規定する1回の時間区分を超過して利用する場合の使用料は、1時間(1時間未満の端数があるときは、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき規定使用料の2割相当額を増額する。

3 前項の場合において、使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

別表第2(第9条関係)

(平18規則17・全改)

	品目	単位	区分	使用料	備考
舞台設備	グランドピアノ	1台	1回	3,000円	調律料金は含まない。
	反響板	1式	同上	2,000	
	平台	1枚	同上	150	
	平台用足	1個	同上	50	
	講演台(花台付)	1式	同上	500	
	所作台	同上	同上	2,000	
	花道所作台	同上	同上	600	
	びょうぶ	1双	同上	1,500	
	松羽目	1面	同上	600	
	16ミリ映写機	1式	10分	600	
	スライド映写機	同上	1回	1,000	
	プロジェクター	1台	同上	2,000	
	DVD・ビデオデッキ	同上	同上	1,000	
	スクリーン	1式	同上	1,000	
	緋毛せん	1枚	同上	100	
	長座布団	同上	同上	50	
	高座用座布団	同上	同上	50	
	指揮台	1台	同上	200	
	指揮者用譜面台	同上	同上	200	

	演奏者用譜面台	同上	同上	30	
	スモークマシン	1式	同上	2,000	
	演出効果器具	1種	同上	1,000	雪(紙片等)は含まない。
	地がすり	1式	同上	500	
	リノリウム	同上	同上	500	
照明設備	調光装置	同上	同上	3,000	
	フットライト	1列	同上	600	ゼラチンは含まない。
	ボーダーライト	同上	同上	600	同上
	アッパーホリゾントライト	同上	同上	1,000	同上
	ロアーホリゾントライト	同上	同上	1,000	同上
	スポットライト(1kW)	1台	同上	250	同上
	スポットライト(0.5kW)	同上	同上	150	同上
	クセノンピンスポットライト	同上	同上	1,500	
	ディスクマシン	同上	同上	500	
	ダブルマシン	同上	同上	500	
	オーロラマシン	同上	同上	500	
	セントレスマシン	同上	同上	500	
	スライドチェンジャー	同上	同上	500	
	波マシン	同上	同上	500	
	先玉・元玉	1個	同上	100	
	ディスクプレート	1枚	同上	100	
	ミラーボール	1台	同上	500	
	照明スタンド	同上	同上	100	
	持込器具用電源	同上	1kW	150	1kWに満たない部分は1kWとする。
音響設備(ホール)	拡声装置	1式	1回	3,000	
	マイク(A)	1本	同上	1,000	コンデンサーマイク
	マイク(B)	同上	同上	500	マイク(A)以外のもの
	ワイヤレスマイク	1式	同上	2,000	
	マイクスタンド	1本	同上	100	
	オープンテープレコーダー	1台	同上	1,000	
	カセットテープレコーダー	同上	同上	1,000	
	レコードプレーヤー	同上	同上	1,000	
	CDプレーヤー	同上	同上	1,000	
	MDプレーヤー	同上	同上	1,000	
	ダイレクトボックス	同上	同上	500	
	ポータブルミキサー	同上	同上	1,000	
	はね返りスピーカー	同上	同上	300	
	つりマイク装置	1基	同上	1,000	
	残響付加装置	1台	同上	1,000	
	持込器具用電源	1式	同上	2,000	
貸室用設備	拡声装置	同上	同上	1,000	
	マイク	1本	同上	300	
	ワイヤレスマイク	1式	同上	1,500	
	マイクスタンド	1本	同上	100	
	オーバーヘッドプロジェクター	1台	同上	1,000	
	プロジェクター	同上	同上	2,000	
	DVD・ビデオデッキ	同上	同上	1,000	
	CDラジオカセットテープレコーダー	同上	同上	300	
	カセットテープレコーダー	同上	同上	300	
	アップライトピアノ	同上	同上	1,500	調律料金は含まない。
	テレビ	同上	同上	1,000	
	持込器具用電源	同上	1kW	150	1kWに満たない部分は1kWとする。
	茶道具	1式	1回	1,000	

備考

- 1回とは、[条例別表第2](#)又は[別表第3](#)に規定する時間区分の午前、午後及び夜間の各区分をいう。
- 前項に規定する1回の時間区分を超過して利用する場合の使用料は、1時間(1時間未満の端数があるときは、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき規定使用料の2割相当額を増額する。
- 前項の場合において、使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

[様式第1号\(第6条関係\)](#)

(平21規則2・全改)

様式第1号(第6条関係)
(1)

川越市文化施設利用許可申請書				施 設 区 分			
年 月 日							
(提出先) 川越市長(指定管理者)							
				申請者 郵便番号： 住 所： 氏名(団体名) 代表者： 電話番号： 担当者 氏名： 電話番号：			
次のとおり利用の許可を受けたいので申請します。				確 認			
利 用 目 的		催 物 の 名 称					
利用年月日(曜日)	利用時間	利用施設	人数	使用料	区域外割増 使用料	減免額	計
合 計							
附 属 設 備	ホール	☐ 利用する ☐ 利用しない		特別の設備等	ホール	☐ 利用する ☐ 利用しない	
	貸 室	☐ 利用する ☐ 利用しない			貸 室	☐ 利用する ☐ 利用しない	
ホールの入場 方 法	無 料	☐ 一般 ☐ 関係者 ☐ 招待 ☐ 整理券		主たる対象	☐ 区域内 ☐ 区域外		
	有 料	☐ 入場料等()			免 除 事 由		
利 用 条 件							
その他必要な事項							

(2)

川越市文化施設利用許可申請書				施 設 区 分				
						年 月 日		
(提出先) 川越市長(指定管理者)				申請者		郵便番号： 住 所： 氏名(団体名) 代表者： 電話番号：		
				担当者		氏名： 電話番号：		
次のとおり利用の許可を受けたいので申請します。				確 認				
利 用 目 的				催 物 の 名 称				
利用年月日(曜日)	利用時間	利用施設／設備	人数	使用料	区域外割増 使用料	減免額	計	
合 計								
附 属 設 備	ホ ー ル	☐ 利用する ☐ 利用しない		特別の設備等	ホ ー ル	☐ 利用する ☐ 利用しない		
主たる対象	☐ 区域内 ☐ 区域外			免 除 事 由				
利 用 条 件								
そ の 他 必 要 な 事 項								

様式第2号(第7条関係)

川越市文化施設利用許可書兼領収書					施 設 区 分		年 月 日	
様								
川越市長 (印) (指定管理者)								
次のとおり利用を許可します。								
利 用 目 的		催 物 の 名 称						
利用年月日(曜日)	利用時間	利用施設	人数	使用料	区域外割増 使用料	減免額	計	
合 計								
附 属 設 備	ホール	☐ 利用する ☐ 利用しない		特別の設備等	ホール	☐ 利用する ☐ 利用しない		
	貸 室	☐ 利用する ☐ 利用しない			貸 室	☐ 利用する ☐ 利用しない		
ホールの入場 方 法	無 料	☐ 一般 ☐ 関係者 ☐ 招待 ☐ 整理券		主たる対象				
	有 料	☐ 入場料等()		免 除 事 由				
利 用 条 件						上記金額を領収しました。		
その他必要な事項								

様式第3号(第7条関係)
(平21規則2・全改)

川越市文化施設利用許可書				施 設 区 分			
年 月 日							
様							
川越市長 印 (指定管理者)							
次のとおり利用を許可します。							
利 用 目 的				催 物 の 名 称			
利用年月日(曜日)	利用時間	利用施設／設備	人数	使用料	区域外割増 使用料	減免額	計
合 計							
附 属 設 備	ホ ー ル	☐ 利用する ☐ 利用しない		特別の設備等	ホ ー ル	☐ 利用する ☐ 利用しない	
主たる対象	☐ 区域内 ☐ 区域外			免 除 事 由			
利 用 条 件							
そ の 他 必 要 な 事 項							

[illegible]

(2)

川越市文化施設利用変更許可申請書					施 設 区 分			
							年 月 日	
(提出先) 川越市長(指定管理者)					申請者 郵便番号： 住 所： 氏名(団体名) 代表者： 電話番号： 担当者 氏名： 電話番号：			
次のとおり利用の変更の許可を受けたいので申請します。					確 認			
利 用 目 的	会 議		催 物 の 名 称					
利用年月日(曜日)	利用時間	利用施設／設備	人数	使用料	区域外割増 使用料	減免額	計	
合 計								
					既 納 使 用 料			
					増 額 使 用 料			
利 用 条 件								
そ の 他 必 要 な 事 項								

様式第5号(第8条関係)

川越市文化施設利用変更許可書兼領収書

施設区分

年 月 日

様

川越市長

(指定管理者)

次のとおり変更を許可します。

[illegible]

様式第6号(第8条関係)

(平21規則2・全改)

様式第6号(第8条関係)

川越市文化施設利用変更許可書				施 設 区 分			
年 月 日							
様							
川越市長 印 (指定管理者)							
次のとおり変更を許可します。							
利 用 目 的				催 物 の 名 称			
利用年月日(曜日)	利用時間	利用施設／設備	人数	使用料	区域外割増 使用料	減免額	計
合 計							
					既 納 使 用 料		
					増 額 使 用 料		
利 用 条 件							
そ の 他 必 要 な 事 項							

様式第7号(第10条関係)
(平21規則2・追加)

様式第7号(第10条関係)

川越市文化施設利用取消届出書		施設区分	
(提出先) 川越市長(指定管理者) 次のとおり利用の取消しをしたいので届け出ます。 年 月 日		申請者 住 所 氏 名 (団体にあつては、名称及び代表者の氏名) 電 話	
受付No.			
催物の 名称		担 当 者	氏名 電話
許 可 済 番 号	第 号	許 可 書 交 付	・ ・
利 用 年 月 日			
利 用 施 設			
取消しをする施設			
取消しをする理由 〔できるだけ詳しく〕 〔書いてください。〕			
備 考			

太線内だけ記入してください。

(注)利用許可書を添付してください。

様式第8号(第12条関係)
(平21規則2・追加)

様式第8号(第12条関係)

川越市文化施設利用時間延長許可申請書		施設区分	
(提出先) 川越市長(指定管理者) 次のとおり利用時間を延長したいので申請します。 年 月 日 申請者 住 所 氏 名 (団体にあつては、名称及び代表者の氏名) 電 話 受付No.			
催物の名称		担当者	氏名 電話
許可済番号	第 号	許可書交付	・ ・
利用時間等	午 時 分から ☐ 午 前 年 月 日 () ☐ 午 後 午 時 分から ☐ 夜 間		
利用施設			
延長する時間	自 午 時 分 至 午 時 分		
延長の理由			
延長する施設等	既納使用料	延長時間	規定使用料
	円	時間	円
合 計			円

太線内だけ記入してください。

様式第9号(第12条関係)

(平18規則17・全改、平21規則2・旧様式第7号線下)

様式第9号(第12条関係)

川越市文化施設利用時間延長許可書		施設区分			
様				第 年 月 日	
川越市長 (指定管理者)				印	
次のとおり利用時間の延長を許可します。					
催物の名称			担当者	氏名	
				電話 ()	
許可済番号	第 号		許可書交付	・ ・	
利用時間等	年 月 日 ()		午 時 分から 午 時 分まで	☐ 午前 ☐ 午後 ☐ 夜間	
利用施設					
延長する時間	自 午 時 分 至 午 時 分				
延長の理由					
延長する施設等	既納使用料	延長時間	規定使用料	加算率	延長料金
	円	時間	円	割	円
合 計					円
延長利用の条件					
その他必要な事項					

様式第10号(第13条関係)

川越市文化施設指定管理者指定申請書

年 月 日

(提出先)
川越市長

主たる事務所の所在地
名 称
代表者氏名

の指定管理者の指定を受けたいので、川越市文化
施設条例第18条第1項の規定により申請します。